

最低賃金法違反の疑いで書類送検

～1か月分の賃金不払いの疑い～

名古屋南労働基準監督署（署長 山脇薫）は、令和6年8月23日、下記の被疑者を最低賃金法違反の疑いで名古屋区検察庁に書類送検した。

記

1. 被疑者

株式会社フミテック中部ほか1名

（所在地：愛知県名古屋市天白区久方 事業内容：配食サービス業）

2. 被疑条文

最低賃金法第4条第1項（最低賃金の効力）

最低賃金法第40条（罰則）

最低賃金法第42条（両罰規定）

3. 被疑内容

最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されているが、被疑者は、労働者2名に対する令和5年11月分の賃金を、所定支払日に支払わず、このことによって最低賃金法で定める地域別最低賃金額（167,744円）以上の定期賃金を支払わなかった疑いがあるもの。

4. 参考事項

（1）賃金不払における被害額

労働者2名に対する定期賃金の不払総額は、175,721円である。

（2）愛知県最低賃金

1時間1,027円（令和5年10月1日からの適用額）